

# 令和8年度島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用したPR活動業務 委託仕様書（提案競技）

## 1. 委託業務名

令和8年度島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用したPR活動業務

## 2. 目的

島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用し、イベント出演とSNSでの情報発信を主軸とするプロモーションを実施することで、しまねっこを契機とした本県の新たなファン獲得、誘客促進及び効果的な情報発信を図る。

## 3. 期間

### (1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (2) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4. 委託料上限額

22,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5. 委託業務の内容

### (1) イベント等出演対応業務

① しまねっこ及び島根県の認知度向上につながるイベント等にしまねっこを出演させること。

ア 出演回数は、次表に示す回数を確保すること。

出演エリア		出演回数（年間）
県内	隠岐郡を除く、島根県内のイベント 宿泊を要しない、島根県外のイベント（鳥取県西部等）	150回以上
県外	島根県の県外事務所が担当するエリア（関東、東北、関西、東海、山陽）を除く、島根県外のイベント	2回以上

イ 県外イベントへの出演にあたっては、県と協議の上、特に集客力が高く、情報波及効果の見込めるイベントを決定すること。（令和6年度は、「くまモン誕生祭（熊本県熊本市）」と、「ご当地キャラまつり in 須崎（高知県須崎市）」に出演した。）

ウ 上記県内出演及び県外出演に係る人件費・交通費・宿泊費・着ぐるみの発送料金などの経費は、受託者の負担とし、委託料に含むこと。

エ イベント出演時には、ステージ上等において、アテンダントスタッフがしまねっこを紹介や島根県の観光PRを積極的に実施すること。

② イベント出演に伴う各種調整業務を行うこと。

ア 出演依頼書の受付やスケジュール調整、出演に係る依頼者との各種調整業務を行うこと。なお、5(1)①アに示す出演エリアに係る調整に限る。

イ 出演依頼書の受付事務は、原則別紙「出演の手引き」に基づき実施すること。

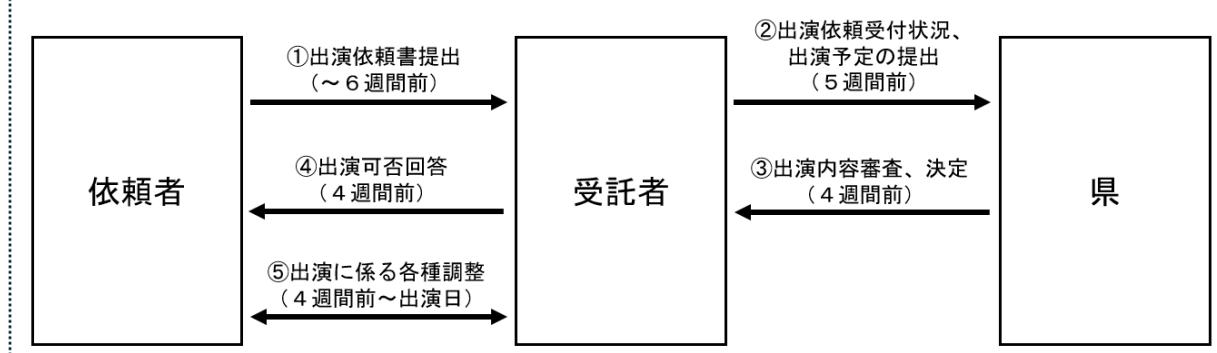
ウ 県が必要と認めるイベント等については、出演依頼書の提出期限後の出演依頼であっても可能な限り対応すること。

エ 受け付けた出演依頼書は、取りまとめの上週1回、出演予定を県に提出すること。県で出演可否の審査・出演可否決定後、依頼者と連絡調整を行うこと。

オ イベント等に出演するスタッフ（アクター・アテンド各1名以上）の確保及び派遣を行うこと。なお、「しまねっこのうた」及び「しまねっこ BI・HA・DANCE」を踊ることができる等、十分なスキルを持つスタッフを手配すること。

カ 出演決定後は、速やかにしまねっこ公式HP「しまねっこ部屋」に、出演スケジュールを掲載すること。（<https://www.kankou-shimane.com/shimanekko/schedule/>）

### 【出演決定に係る事務フロー】



### (2) SNSを活用した情報発信業務

① しまねっこ公式SNSについて、次表のとおり情報発信を行うこと。

媒体名	掲載回数・頻度	アカウント
Instagram	月20投稿以上 ※ストーリー投稿を含む	<a href="https://www.instagram.com/shimanekko_kankou/">https://www.instagram.com/shimanekko_kankou/</a>
X	月20投稿以上	<a href="https://twitter.com/shimanekko">https://twitter.com/shimanekko</a>
Facebook	月20投稿以上	<a href="https://www.facebook.com/Shimanekko">https://www.facebook.com/Shimanekko</a>
TikTok	月6回程度	<a href="https://www.tiktok.com/@shimanekko_kankou">https://www.tiktok.com/@shimanekko_kankou</a>
YouTube	ショート動画月6回程度	<a href="https://www.youtube.com/user/shimanehajimaru">https://www.youtube.com/user/shimanehajimaru</a>

② 各SNS媒体の特性を活かし、本業務の目的を達成するために効果的な投稿のコンセプトを具体的に提案すること。

③ 下記の情報を発信すること。なお、過去の投稿内容を参照し、しまねっこのイメージを逸脱しないものとすること。

- ・出演するイベント等の事前予告、当日告知、出演報告
- ・時季を捉えた観光情報

- ・その他、県が必要と認める情報

④ SNSに掲載する動画や写真などについては、受託者において着ぐるみの着用及び取材・撮影（撮影機材の手配等を含む。）・編集を行うこと。また、取材・撮影の許可や控室の手配については、受託者が該当施設や関係者と直接連絡調整を行うこと。

⑤ SNSの運用及び投稿作成に要するノウハウを持つスタッフを手配すること。必要に応じて研修を行い、スタッフのノウハウ向上を図ること。

⑥ 県が特に重点的に情報発信を行うコンテンツについては、県の指示に従い、柔軟かつ効果的な情報発信を行うこと。（例：美肌観光コンテンツ、伝統芸能、歴史・文化に関する情報、世界遺産石見銀山、冬季誘客事業 等）

⑦ 閲覧者数の増加やしまねっこ及び島根県の認知度向上に効果的なハッシュタグ等を使用し、コンテンツの拡散に努めること。

### (3) 独自企画の実施

しまねっこへの興味関心を高め、話題づくりや新規ファンの獲得を図る独自の企画を提案すること。なお、企画実施にあたり着ぐるみの稼働を伴う場合は、併せて対応すること。

#### (4) 県が行う関連業務への協力

- ① ファンとの交流や話題性の創出を図るリアルイベントを、民間事業者からの企画提案に基づいて実施する予定である。企画提案で採択された事業者と企画運営や連絡を行える協力体制を構築し、しまねっこに関する事業全体が円滑に進行出来るように努めること。なお、協力体制の構築に当たっては、適宜県と協議の上、その内容について決定すること。
  - ② 下記のとおり実施する「しまねっこのお家グリーティング」について、しまねっこの出演、写真撮影等の業務に対応すること。なお、企画内容は受託者、県及び島根県観光連盟で協議の上決定する。

## 【実施概要】

日程：原則、毎月 22 日（22 日が閉庁日の場合は直前の開庁日（平日））

会場：島根県庁1階「しまねっこのお家」

内容：しまねっことの写真及び時季をとらえた企画の実施

- ③ 上記①②にかかるしまねっこの出演は、5(1)①アに示す県内イベントの出演回数に含む。
  - ④ しまねっこの同一性を守るため、イベント出演時の注意事項やSNS投稿のルール等を記載した運営マニュアル作成すること。なお、作成したマニュアルはしまねっこの運用を行う島根県の県外事務所にも提供する。

## (5) 貸与物品の管理及びメンテナンスの実施

下記の貸与物品を適切に管理し、定期的なクリーニング等を実施すること。

- ・しまねっこ機体 2体

#### (6) その他しまねっこに関する業務

## 6. 目標の設定及び効果検証の実施

### (1) 目標の設定

5 (2)の各業務について、年間フォロワー数、いいね数、リーチ数又はクリック数などの目標 (KPI) を具体的に設定すること。ただし、各数値目標を委託期間終了までに達成した場合も、事業効果の最大化のため、委託期間内は予算の限り事業を継続すること。

### (2) 効果検証の実施

- ・ 6 (1)で設定した項目について、モニタリングと分析を行い、最新状況を県に報告すること。
- ・上記の分析結果に基づき、目的の達成に資する具体的な改善策を提案し、県と協議の上で実施すること。

## 7. 県との調整

- (1) 円滑な業務実施及び県との連絡調整を行うため、島根県内に本業務の担当者を配置すること。
- (2) 業務にかかる要望又は苦情を受けた場合は、迅速かつ適切に改善・再発防止等の措置を講じるとともに、県に報告すること。
- (3) 受託者は、業務遂行にあたり、県と1か月に1回程度の定期的な打ち合わせを行うこと。  
打合せにおいては、5 (2)のSNS投稿スケジュール、6 (2)の分析結果及び広報戦略等について県に示すこと。
- (4) 受託者は、7 (3)に加え、県から報告を求められた場合には、速やかに対応すること。

## 8. 著作権等

この契約により作成された成果物にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下同じ。）そのほかの知的財産権は、受託者に帰属する。

ただし、委託業務の実施にあたり、委託者から提供を受けた委託者または第三者に著作権が帰属する著作物については、委託者または第三者に著作権が留保されるものとする。

また、受託者が作成した成果物について、委託者は受託者と合意した利用方法に従い使用することとし、受託者はその限りにおいて、著作者人格権を行使しないこととする。

## 9. 二次使用について

委託者が本業務において受託者が制作したコンテンツ（作成したデザインデータ、撮影した写真等）を下記媒体において二次使用する場合は、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。なお、使用期間および媒体の詳細については、委託者と受託者とが協議の上決定する。

- ・観光誘客の目的で、委託者及び委託者が指定した第三者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ、その他委託者が目的達成に効果的と認める媒体

## 10. 完了報告

受託者は、下記の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書を、委託業務完了後速やかに県に提出すること。

- (1) 委託業務に要した事業費
- (2) 委託業務の実施による成果
  - ① 月別、県内外毎の出演回数
  - ② 主な活動記録
  - ③ 5 (3)で実施した独自企画の効果測定結果
  - ④ 6 (1)で設定したK P I の達成状況及び分析結果

## 11. 業務引継ぎ

本提案競技により採択された事業者が現在の受託者と異なる場合は、本業務委託期間の開始までに、円滑な業務引継ぎを行うこと。なお、当該引継ぎ期間中に発生した費用は、本提案競技により採択された事業者の負担とする。

本業務委託期間終了後に受託者が変更となる場合は、委託期間の終了までに、円滑な業務引継ぎを行うこと。

## 12. その他

- (1) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し島根県が承諾した場合はこの限りではない。
- (2) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、島根県の承認を得ること。
- (3) この仕様書に規定するもののほか、実施にあたり疑義が生じた場合は、県と受託者双方で協議のうえ決定する。